

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 7 月 16 日～ 令和 9 年 7 月 16 日までの 2 年間

2. 内容

目標：全社員の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を 30 時間未満とする。

<対策>

- R7 年 7 月～ 業務量の見直し、事務の効率化などの取組実施
- R7 年 7 月～ 各担当における問題点の検討